

産業建設分科会議録

日時 令和6年3月15日（金曜日）

午前10時25分から午後2時30分まで

場所 第4委員会室

日程

1 開会

2 協議・説明事項

（1）議案第27号 令和6年度土浦市一般会計予算

（2）議案第39号 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第10回）

出席委員（8名）

委員長 平石 勝司

副委員長 今野 貴子

委員 竹内 裕

委員 寺内 充

委員 海老原 一郎

委員 下村 壽郎

委員 島岡 宏明

委員 吉田 直起

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（16名）

産業経済部長 佐藤 亨

都市政策部長 塚本 隆行

建設部長 渡辺 善弘

商工観光課長 沼尻 健

農林水産課長 黒須 清一

都市計画課長 飯泉 貴史

都市整備課長 福澄 雄祐

施設・公園管理課長 中島 賢市

建築指導課長 齋藤 仁志

道路管理課長 滝田 昌暁

道路建設課長 浅岡 武徳

住宅営繕課長 三浦 誠

下水道課長 室町 和徳

水道課長 和田 利昭

農業委員会事務局長 坂本 直親

傍聴者 0 名

事務局職員出席者 松本 裕司

○平石委員長 ただ今から、産業建設分科会を開催いたします。つぎに、令和 6 年度予算関係となります。議案書の資料からお戻りいただき、資料は「議案第 27 号～第 32 号令和 6 年度土浦市予算書」をお開きください。議案第 27 号令和 6 年度土浦市一般会計予算について、執行部から説明願います。ここからは、分科会としての審査となります。都度の指名をいたしませんので、つづけて説明願います。はじめに、第 5 款、第 6 款までをお願いします。

○坂本農業委員会事務局長 5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費について御説明いたします。農業委員会の歳出は、節の区分にあるように、1 節報酬から 26 節公課費までとなっており、総額 7,485 万 5 千円です。歳出内訳としまして、右側の説明欄になります。事業説明になりますが、一番上職員人件費と次の農業委員会運営事業は、事務局人件費、農業委員 12 名、推進委員 10 名の報酬など、農業委員会を運営していく基礎的経費に充てる事業となります。次の農業者年金受託業務事業は、独立行政法人農業者年金基金から受託している年金業務としての経費になります。その下の機構集積支援事業ですが、これは中間管理機構に農地を集積するための必要経費を予算化しております。一部、農林水産課予算であった中間管理機構関係の予算について、6 年度以降全て農業委員会で事業を行うため、予算の移管を受けております。説明は以上となります。

○黒須農林水産課長 2 目農業総務費でございます。農政推進に関わる一般経費で、主な経費は、職員 18 名分の人件費でございます。29 ページをお願いします。農業振興費でございます。これは、農業経営の安定を図るため、野菜、花き、果樹などの振興対策のほか、ブランドアッププロジェクト推進事業、日本一のれんこん産地推進事業など、地域農業の振興を図るものでございます。各事業の 1 節から 11 節までの主なものは、会計年度職員報酬や、土浦ブランド関係の推進協議会報償費、県外でのイベント参加の旅費、PR 物品の購入及び販売会に必要な衛生手数料、日本一のれんこん関係のバスラッピング広告料などの計上でございます。12 節から 26 節については、主な事業のものについて御説明いたします。はじめに、農業振興関係事業の中、18 節負担金は例年の県や市町村の広域的に取り組む、れんこんや茨城県の特産品の振興及び新規農業者支援などに取り組む協議会等に対する農業振興

関係事業の負担金です。つづきまして補助金は、こちらも例年とおりでございますが、一つ目の農業用廃プラスチック処理事業は、ハウス等の廃プラスチックを適正に回収処理を行うため、本市に事務局がある土浦市農業用廃プラスチック適正処理推進協議会への運営等に対する経費の補助です。補助金の二つ目、農作物有害鳥獣被害対策補助金は、農作物被害防止のために、農協が主体となって、イノシシ、カラス、ムクドリ等の捕獲活動を行うことへの助成です。つぎに、農業センターの管理運営事業の中、説明欄にございます委託料の農業センター指定管理者指定管理料は、農業センターの管理運営のための指定管理料です。有害鳥獣対策事業のうち12節委託料は、有害鳥獣であるイノシシ捕獲を行う猟友会への委託料です。18節負担金補助及び交付金のうち補助金、新規狩猟免許取得補助金はイノシシ被害軽減のため、狩猟免許取得に要する費用を補助し、捕獲実施者の拡充を図るものです。被害防止設備整備補助金は、イノシシの侵入防止柵設置などに対する1件当たり9万円を上限に補助するもので、補助金の半分は県からの補助金を充てることになっております。8節負担金補助及び交付金のうち補助金、環境保全型農業直接支払交付金は、環境保全に効果の高い有機農業の取組に対し支援するものです。担い手確保及び農地集積化事業の次のページ18節補助金の農業次世代人材投資資金及び新規就農者育成総合対策助金は、新規就農者に対する就農支援であり、経営継承・発展等支援事業補助金は、家族農業経営を始めとする担い手の経営を継承し、発展させる取組を支援するものです。土浦花き振興事業は花の産地をPRするため、花の産地つちうらプロジェクトと題して消費拡大に向けた取組を行うものです。土浦ブランドアッププロジェクト推進事業は、れんこんを始めとした農林水産物や加工品をPRすることで、本市のブランド力を向上させ、交流人口の増加及びまちのにぎわい創出に繋げることを目的にしており、現在、土浦ブランド品として38品目を認定しております。日本一のれんこん産地推進事業の12節委託料は、トラックラッピング等の看板等作成委託料、18節負担金補助及び交付金のうち補助金は、生産量日本一を誇る本市産のレンコンの消費拡大を図ることを主な目的とし新設する推進協議会の補助です。農作物等放射能濃度測定事業11節役務費の手数料は、原発事故に伴う放射性物質スクリーニング検査を行う機器のメンテナンス費用。4目水田農業構造改革対策費は米の生産調整推進のための経費が主なもので事業費は例年とおりの経常でございます。7節報償費は、土浦地区の農家組合長と新治地区の農政協力委員報酬等です。

18節負担金補助及び交付金の産地づくり対策支援事業補助金は、米の生産調整のために転作作物の定着化を図るもので、生産調整を達成した個人に対し助成し、生産調整奨励を行い、推進を図っているものです。経営所得安定対策推進事業の経営所得安定対策推進事業費補助金は、転作、米、畑などの所得補償制度の事務手続を行う土浦市農業再生協議会への国からの事務費補助で、市を経由して交付するものです。5目農業近代化対策費は、農業の近代化を図るため、農業者の施設整備や農業機械の導入などの資金借入れに対する利子補給と貸付金は、農協を通して行う優良種苗導入のための花き農家への資金貸付事業でございます。6目畜産業費は、家畜の伝染病等の防疫対策や乳牛の改良、放牧育成事業などで、事業費は例年とおりの経常でございます。18節負担金補助及び交付金の補助金は、家畜伝染病の防疫体制強化を図るため、県家畜保健所や畜産農家等で組織し、予防注射、畜舎消毒、防疫のための情報提供などを推進する家畜衛生指導協会の補助や優良牛の育成のための補助、また、一番下は豚熱のワクチン接種に対する一部補助です。7目農地費は、主な事業について、御説明させていただきます。土地改良区等指導育成事業の18節負担金補助及び交付金の負担金は、例年の土地改良事業が円滑に推進できるよう、各土地改良区への負担金や国、県の事業に対する負担金の計上です。8項目、霞ヶ浦用水事業負担金は、茨城県西・県南にまたがる13市町に霞ヶ浦から農業用水を供給している事業に対し、13市町が受益面積割で、事業費を負担しているものです。ここから4項目下、新治地区湛水防除施設管理運営協議会負担金は、田宮地区から上坂田地区にかけての水田地帯の湛水被害を防止することを目的に、設立された協議会への負担金です。つぎに、補助金の揚水機運営補助金・土地改良事業補助金は、土地改良区のパイプラインや井戸などの更新事業に対する補助金です。つぎに、多面的機能支払交付金の中、交付金は、農地の排水路の泥上げや草刈りなどの維持や、農道排水路の整備などの長寿命化等に取り組む地域農業者等の団体に対し、農地面積に応じた交付金を支払う国の制度で、9組織に対する交付金です。つぎに、畑地帯総合整備事業（虫掛地区）と次のかんがい排水事業の負担金は、県が主体で進める事業に係る、市負担金であります。一般地帯土地改良事業、10節需用費の中修繕料は、当課で管理する排水路、ため池、農道などの修繕費用です。12節委託料の、4項目、草刈、側溝清掃委託は、当課で管理する排水路、ため池等の草刈、清掃の委託料、その下かんがい排水及び農道整備実施設計委託とその下かんがい排水及び農道整

備測量委託は、新年度工事実施予定のかんがい排水・農道整備の実施設計及び測量委託等であります。14節工事請負費のかんがい排水及び農道整備工事費は今年度予定しております農道整備14地区、排水路整備3地区の工事費となっております。133ページをお願いします。農業水路等長寿命化・防災減災事業（沖宿地区）負担金は、昨年6月の台風2号に伴う大雨災害の影響により故障し、現在、稼働できない状況にある、沖宿土地改良区が、管理・運営を行っている農業用排水ポンプを、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用して行う当該ポンプ更新工事に係る、市負担金であります。その下、水利施設整備事業（上備前川排水機場地区）と次の農業用河川工作物応急対策事業（沢辺堰地区）の負担金は、県が主体で進める事業に係る、市負担金であります。つづきまして、2項林業費1目林業振興費は、国の森林環境譲与税を活用した事業、小学校に設置された緑の少年隊の活動事業などを実施しております。12節委託料の森林整備委託料は、森林環境譲与税を活用した事業で、土石流などの災害の危険があり、鳥獣害の発生が多い北部の森林の伐採や下草狩りなどの整備を行うものです。18節負担金補助及び交付金の負担金については、林業関係3団体への年間負担金でございます。補助金の2項目平地林・里山林整備補助金は、森林環境譲与税を活用し、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくことを目的として、民有林等において実施する森林整備についてその経費の一部を補助するものです。24節積立金については、国から配分される森林環境譲与税を基金に積み立て、計画的な事業実施を行うものです。この財源を活用し、森林整備のほか、県産材の木材利用や啓発の実施を予定しております。3項水産業費1目水産業振興費は、水産振興のため、水産資源の増大と水産物の消費拡大事業などを行っているもので、事業費は例年とおりの計上でございます。12節委託料の漁業施設保守管理委託料は、沖宿漁港ほか計5箇所の漁港、船溜の、清掃などの保守管理を委託するものです。18節負担金補助及び交付金については、水産関係2団体及びわかさぎの稚魚放流事業に対する負担金でございます。農林水産課は以上です。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。予算書の136ページをお願いいたします。6款商工費について、主だったものを御説明いたします。右側の説明欄、上から二つ目の商工業振興育成事業ですが、12節の委託料は勤労者総合福祉センターの指定管理や建築物定期点検など、18節の負担金補助及び交付金は、現在、商工観光課が加入しております協議会等への負担金のほか、

補助金は自治振興金融に関係する保証料や利子補給金などございますが、補助金の1項目地域経済循環創造事業補助金5,000万円について新規事業となりますので、詳しく御説明させていただきます。総務省の補助事業ローカル10,000プロジェクトと題して、地域の人材、資源、資金を活用した新たな事業を立ち上げようとする民間事業者に、初期投資費用を支援するというものでございます。具体的には、本市の中心市街地の空き店舗や空きオフィスを活用して、地域資源を生かした、持続可能な新規性のある事業を始めようとする民間事業者と自治体が連携して、ほかの自治体のモデル事業となるような事業を、対象経費の2分の1となる国の補助金を活用して、立ち上げるものとなっております。令和6年度、プロポーザル方式で公募し、これまでの本市にはない新しい事業を生み出せたらと考えております。総務省において事業採択された場合には、交付額の上限2,500万円まで対応するため、残り2分の1の2,500万円を土浦市が補助しますので、最大5,000万円を計上させていただいております。つづきまして、20節の貸付金は、中小企業の金利負担軽減を目的とする市内銀行7行への預託金でございます。つぎに、土浦商工会議所及び新治商工会事業、補助事業は、昨年度と同額を計上させていただいております137ページを御覧ください。上から二つ目の企業誘致事業、18節の負担金補助及び交付金ですが、助金が2種類ありまして、企業誘致奨励金は、市内に工場等を、新設、増設する企業に対しまして、3年間、固定資産税等相当額を奨励金として交付するもので、令和6年度は、プリマハムなど3社に交付予定となっております。二つ目の企業立地促進補助金は、市内において1ヘクタール以上の敷地に立地する企業又は既存の施設を0.5ヘクタール以上増設する企業に対して、補助対象経費の10パーセント、新設の場合は上限1億円、増設は5,000万円となっております。令和6年度は、おおつ野地区において、日本道路(株)が研修棟などを新設しておりまして、1億円を支出する予定となっております。つづきまして、わくわく茨城生活実現事業です。こちらは東京圏から本市に移住される方への支援金でございます。3目商業近代化促進事業費は、中心市街地活性化を推進する事業となっております。商店街活性化支援事業は、シャッターアートでございます。高校生の美術部員による、街中を明るく見せる創作活動への報償費でございます。まちなか彩り・鯉のぼり事業は、こどもの日に合わせ、まちなかに約1,500匹の鯉のぼりを飾る事業でございます。食のまちづくり事業、こちらは、カレーフェスティバルへの補助金

でございます。その下、土浦市中心市街地開業支援事業は、中心市街地への新規開業者に対して、家賃や改装費を補助するものです。家賃の半分、10万円を上限に1年間、改装費は50万円を上限としております。令和5年度の新規申し込みは改装が2件、家賃補助が6件でした。令和6年度も昨年と同等額を計上しております。まちなか交流ステーション事業は、モール505にあります「まちなか交流ステーションホットワン」の運営委託料です。Y o u T u b e を活用して、本市の情報発信を行っております。中心市街地新規出店者育成支援事業は、新たに起業しようと考えている方のために、オンラインで気軽に受講できるセミナーを開催しております。その講師への報償費です。つづきまして、4目勤労青少年ホーム運営費ですが、勤労青少年ホーム管理運営事業としまして、10節需用費からその下、委託料、使用料は、定例的な施設の維持管理に係る費用となっております。5目観光費の観光事業でございます。12節の委託料は、まちかど蔵や小町の館の指定管理料のほか、清掃などの各種委託料となっております。139ページをお願いします。説明欄の土浦市観光基本計画推進事業から、一番下のジオパーク推進事業まで、こちらは例年開催しておりますイベント事業等への補助金や委託料、ジオパーク推進事業は、筑波山地域6市で構成する「ジオパーク推進協議会」負担金ですので、説明は省略させていただきますが、金額の大きい小町の館整備事業ですが、令和5年度に駐車場不足を解消することを目的として、小町の館の隣接用地を土地開発基金で購入させていただきましたので、令和6年度は、その用地の買戻しを行います。公有財産購入費として7113千円、新設駐車場整備工事費として、2,600万余円を計上しております。140ページをお願いします。6目花火大会費は、開催事業費への補助金でございます。第93回大会の運営費として、会場周辺の安全対策に係る敷材費用のほか、仮設トイレの設置やごみ収集、観客の安全確保に必要な雑踏警備に係る費用に活用させていただきます。商工観光課の説明は、以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。ここまでで御質問、御意見等ありますか。

○竹内委員 黒須課長、長いお付き合いだけど、こういうのは今日が最後だね、ちょっとしみじみやろう。129ページのね。有害鳥獣対策、586万9,000円なんです。昔は防鳥ネットの敷設で、国から農林の補助金をもらってやったんだけど、この586万9,000円の鳥獣対策というのは

具体的にどんなことをやってんですか。

○黒須農林水産課長 有害鳥獣の防止するための柵とかですね、防鳥ネット等の資材に対しまして、一部補助をするというものでございます。

○竹内委員 防鳥対策は、金がかかるんだよね。鴨も最近は飛んでいないんじゃないのかな。

○黒須農林水産課長 最近も結構ですね、飛んでおりまして。

○竹内委員 昔は全国市に首つりの鳥の姿が、いろんなこと取り上げられて、鳥愛好家が押し寄せてきたんだけど、そういうようなことはないんだけど、いずれにしても、この鳥獣対策は、イノシシもそうだけど、具体的にこれから進めていただきたいと思います。あと、農地転用の件数っていうのはどのぐらいなんだろうという人がいるんですが、これは申請者は、どのぐらい出ているのか。

○坂本農業委員会事務局長 10年ほど前と比べるとかなり減ってきておりまして、農地転用件数は市街化区域は届出制、調整区域は許可制度なのですが、調整区域の許可制度に限りましては、毎月平均大体5件ほどとなっています。10年ほど前と比べますと、前は資材置き場とか店舗とか、自己住宅がほとんどだったのですが、今の申請は、ほとんどが太陽光の申請になっております。

○竹内委員 農地転用はいろいろ物議を醸すやつですけれども、太陽光が一番多いんだ。分かりました。あと、黒須さん、どうもありがとうございました。

○下村委員 機構集積協力金というのと、リーディングプレイヤー事業農地貸付協力金って、これ実績というか、今までもあったのですか。どちらも教えてください。

○坂本農業委員会事務局長 機構集積、協力金リーディングプレイヤー事業農地貸付協力金いずれも、まず中間管理機構として、農業担い手認定農業者等担い手がそれを利用した場合に、交付される交付金となっております。機構集積協力金は、その地域であれば、10パーセントが担い手に集積されたということであれば、地域に対して交付される制度となっております。つづきまして、リーディングプレイヤー事業ですが、有機農業をやっている担い手に貸した地権者に対して交付されるもので、こちらは県の単独事業になります。先ほど申し上げた機構集積の方は、国の事業となっております。

○下村委員 そういう集積できるような地域だからということで、これ地域

計画するわけだから、その辺のことをよく考えて、２９４万円を計上したのだろうという判断でよろしいですか。

○坂本農業委員会事務局長 この２９４万円につきましては、高津地区と、田村地区で少し興味を示している企業がありますので、その２地区を想定して計上させていただいております。

○下村委員 リーディングプレーヤー。これ有機栽培、いわゆるオーガニック栽培とはまた違うのだけれど、有機栽培について、こういうふうに検証しているのなら、やっぱりもうちょっとＰＲしてくれないと。これはやりたいうという人はいっぱいいるんですよ。有機農業についてのこの金額ってというのは、本来、もっと補助金があってしかるべきだと思うので、今後、調査研究して、もっと予算を取ってもらいたいなということで要望にさせてもらいます。あと１３０ページ、農業振興についてなんですけれども。これちょっとよく分からないんだなあ。農業振興の補助金の説明をいただきたい。次世代は分かるのだけど２，１００万とのところを、ちょっと教えてください。

○黒須農林水産課長 農業次世代人材投資資金は農業者の新規就農をされた方の所得を確保するための、人農地プランに位置付けられた新規就農者に対して、所得を確保するための給付金でございます。それで、年間１５０万円。５年間の期間ということで貸付けし、その資金のほうを行っている事業になっております。

○下村委員 その次の２，１００万円。

○黒須農林水産課長 すいません、失礼いたしました。新規就農育成総合支援はですね、今お話をさせていただいた農業次世代人材投資資金が令和３年度で終了してしまった事業なんです、その後にできた事業になっておりまして、こちらは経営開始資金を１５０万円ほどの支給なんですけれども、期間が５年ではなくて３年になっております。それとその中で、経営発展支援が機械とか設備の導入を行う農家さんに対して支給されるもので、１回の支給という形になります。もう一つ、就農準備資金というのがございまして、就農研修、就農する前の準備をするもので、これも年間１５０万円が２年間受けられるものになっております。

○下村委員 もう一つ土地改良区、１３１ページですか。この中で、ちょっと教えていただきたいところがあってですね、新治地区冠水防除施設管理運営協議会負担金という、何か説明があったんですよ。これについてちょっと詳しく教えてください。

○黒須農林水産課長　こちらは、桜川左岸の土浦市の田宮地区から上坂田地区にかけて水田地帯の冠水被害を防止するため、これを目的としまして、県営かんがい排水事業により、平成８年に施設が建設され、それに伴います協議会への負担金でございます。

○下村委員　協議会では何をやっているんですか。

○黒須農林水産課長　こちらは新治第１配水場の管理運営にかかる費用になってございます。

○下村委員　名称が違うんじゃないですかね。負担金とか運営協議会負担金とかじゃなくて、電気料金だから違うんじゃないのかな。これ名称が違ったりすると使い道が違うわけだから、ちょっと説明が変わってたんじゃないかなので、きちっとした説明を後でいただきたいと思います。

○黒須農林水産課長　後ほど提出させていただきます。

○寺内委員　委託料で、これ国民宿舎「水郷」の指定管理指定料とあるよね。金額が３，４００万って大きいでしょう。国民宿舎がないのに、その名称で３，４００万ってのは、これどこに使ってんだってことになっちゃうと思うんだよね。名称を変更するなり条例を改正するなりしないと、この予算だからね。要望ということでぜひよろしくお願いします。

○海老原委員　３０ページ。農産物の放射能濃度、これはまだやらないといけないのかな。

○黒須農林水産課長　こちらはまだ解除になっておりませんのでやっております。タケノコとかですね、そういうものを持ち込んでいただいて、検査をしております。

○海老原委員　１３９ページの小町の館は、どういうふうに整備するのかは、これから出てくるのかな。

○沼尻商工観光課長　前の委員会の時にも図面で説明させていただきました。今の段階では３分の２ぐらいをその駐車場として整備、既存の砂利敷きのやつ。残りの３分の１の部分については、今のところは、いろいろ多目的イベント等にも使えるというようなことで考えておりますので、ちょっと整理しきれていない部分あるのですが、今のところそういう状況でございます。

○海老原委員　東屋とか何か作るのかな。

○沼尻商工観光課長　今のところ、そういう構造物は作る想定はしておりません。

○島岡委員　１３３ページの農業水路等長寿命化防災減災事業で、私も６月

3日でしたが大雨が降った日に、その次の日か見に行って、問題点はポンプが古いつていうことと、木が集まっちゃったり、いろいろあったんですけど今回のこの予算はどこまでの予算なんでしょう。

○黒須農林水産課長　こちらは沖宿土地改良区が管理しているポンプになっておりまして、今回の工事はポンプの更新工事一式になっております。古くて動かなくなったポンプを交換するという工事になっておりまして、全体事業費としましては、5,000万円という形になっております。

○島岡委員　本当に良かったなと思うんですけど。ポンプだけということは、災害とか大雨が降ったときに、ポンプの網が詰まっちゃったり、安全装置やリモコンで、遠隔でできないのか。

○黒須農林水産課長　今委員がおっしゃったようなことを、私も現地でお聞きしました。今後ですね、土地改良区で、こういうこともやっていただきたいということがあれば、国と県と協調しながら事業を進めていきたいと思っています。

○竹内委員　137ページ、開業支援事業の660万かな。これは例年あるんですけども、実績はどのぐらいあるのかね。

○沼尻商工観光課長　開業支援なんですけれども令和5年度が改装が2件で、あと新規の改装してそこでお店始めるっていうその改装費の補助が2件、それからそのお店に入って、開業その家賃補助が6件、モール505が多くございます。それからあと、その前の年ですと、駅前のちょうど八間道路の所なんかも開業支援を使っていたいておりまして、毎年大体10件ぐらい入っていたいております。

○海老原委員　136ページ、新規事業で地域経済循環創造事業補助金は何か。窓口はどこか。

○沼尻商工観光課長　こちらなんですけれども、自治体が国に申請という窓口になりますので、うちの商工観光課になります。こちらのローカル10,000ていうのが、いろんな業種に対応するというようなものになっておりまして、商工観光課が手を挙げましたのは、その中心市街地の空き店舗に入っていて、いろいろ商業に関するような、そういったものでございますので、今回プロポーザルで、いろんな他市町村のいろんな事例がございますので、その後は、それぞれ別かれてくるのかなというふうに考えております。

○寺内委員　うち目の前の名店街が年中お店が変わるんだけど、結局半年も

たない、3 か月ぐらいなんだよ。でも、そういうところでも結局地域事業になっちゃうでしょ。例えば半年間の家賃補助すれば、半年間家賃もらいながらっていうのは、どうなんだなんて話で。それをちゃんと追求してもらわないと、経営者は変わらないと思うんだけど、お店の看板だけこうやって、補助金をたくさんもらったのでは、駄目だもんね。答弁は、いいよ。

○吉田委員 131 ページの農林水産事業費 7 目農地費なんですけども、本年度の予算と前年度の予算で比較すると 1 億 1 0 0 0 万から上がってると思うんですが、この上がった要因を教えてください。

○黒須農林水産課長 農地費の中で先ほど御説明させていただきました沖宿の防災減災事業が新規事業として入っております。

○吉田委員 あと、商工観光で、花火大会の予算が 1, 0 0 0 万ほど削られていると思うのですが、こちらはなぜですか。

○沼尻商工観光課長 昨年は 8 5 0 0 万、通常とおりの予算を頂いておりまして、昨年度は大曲のほうに土浦の花火ということで P R に行って、1, 0 0 0 万円計上いただいておりますので、今度はそれはないので、通常とおりの大会運営費になります。以上です。

○吉田委員 予算概要のところに、花火大会を世界に発信するなんていう新しい文言が入っていたと思うのですが、その割には例年どおりですか。

○沼尻商工観光課長 補助金に頼ってばかりでもあれなので、有料観覧席とかそういったところで、皆様に多く来ていただいてそこで収益をできるだけ自主財源確保したいなというふうに努力してまいりたいと考えております。

○平石委員長 それでは、つづいて第 7 款からお願いします。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。つづきまして、7 款土木費について御説明いたします。1 項土木管理費、1 目土木総務費ですが、説明欄の一つ目、職員人件費につきましては住宅営繕課及び道路管理課の一部の職員の人件費となります。つぎに、土木総務事業の 1 2 節、1 3 節につきましては、工事の設計の際に使用するデジタル複合機の保守管理と、公共工事の設計の際に使用する、営繕単価の権利使用料の計上でございます。説明は以上です。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。引きつづき、御説明いたします。1 4 2 ページをお願いいたします。2 目地籍調査費でございます。地籍調査は、調査区域の一筆ごとの土地につきまして、境界の位置や面積について、測量などの調査を行う事業でございます。その成果品につきましては、

国や県の認証を得たのち、法務局に備え付けられることとなります。主な節について、御説明いたします。1節の報酬は、地籍調査における現地調査協力委員及び日常勤職員の報酬でございます。12節委託料の上から2項目目の地籍測量委託料は、現在、調査を継続しております烏山地区の現地調査において一筆ごとの地籍測量などを実施する測量経費でございます。2項道路橋梁費の1目道路橋梁総務費でございます。こちらは、道路や橋梁の管理に係る一般経費並びに道路整備に関連します各協議会への負担金などでございます。主な節について、御説明いたします。12節委託料の上から2項目目、道路台帳加除補正委託料は、前年度、市が施工した道路改良工事等に伴い、道路幅員や道路形状に変更があったものや、民間の開発行為などによって整備された道路を市へ帰属した際にその道路情報を台帳に反映するため、図面やデータの追加・修正等を行うための経費でございます。つづきまして、道路橋梁建設管理事業及び道路愛護ボランティア支援制度事業につきましては、経常的な経費でございます。つづきまして、狭隘道路拡幅整備促進事業は、未改良道路などにおきまして、後退用地の取得費用や、所有権を市に移転するための登記料でございます。つづきまして、急傾斜地崩壊対策事業の18節負担金補助及び交付金の2項目目、急傾斜地崩壊対策事業負担金は、茨城県が事業主体となり、令和3年度より調査を進めております木田余地区の木田余東台団地南側斜面における来年度分の詳細設計分の負担金でございます。つづきまして、2目道路維持費でございます。道路維持補修事業は、市道の清掃、舗装修繕など、維持管理に係る経費でございます。主な節について、御説明いたします。12節委託料は街路樹剪定などの管理、側溝や道路の清掃、草刈などの委託を実施するものでございます。14節工事請負費は、排水施設などの補修や道路の舗装を行う一般補修工事及び舗装打換工事でございます。つづきまして、道路ストック修繕事業は、道路付帯設備の点検を行い、補修計画を策定し、この計画に基づき年次計画で実施設計及び工事を行い、地震災害時に避難路や緊急輸送路を確保するものでございます。つづきまして、橋梁定期点検事業の12節委託料の橋梁定期点検委託料は、5年に一度の頻度で点検を行うことが義務付けられていることに伴い、年次計画により進めているものでございます。つづきまして、橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業は、地震による橋の落下を防止するとともに、劣化箇所の補修など、予防修繕によって長寿命化を図るため、計画的に進めている事業でございます。主な節について、御説明いたします。12節委託料の1項目目、

耐震・長寿命化詳細設計委託料は、橋梁の耐震・長寿命化を図るための設計委託でございます。説明欄一行目、橋梁架替工事委託料は、常磐線3号橋、通称2番橋の架け替え工事につきまして、令和3年度から令和7年度までJR水戸支社への委託工事として進めているものでございます。14節工事請負費の耐震・長寿命化工事費は、詳細設計の完了した橋梁につきまして、国の補助金を活用し、計画的に工事を進めていくものでございます。道路管理課は以上でございます。

○**浅岡道路建設課長** 道路建設課でございます。引きつづき、御説明いたします。3目道路新設改良費でございます。道路新設改良費は、生活道路の拡幅整備に必要な測量や設計委託、道路改良工事、道路用地の取得、物件補償等の費用でございます。右側の説明欄、道路新設改良事業をお願いいたします。12節託料は、道路拡幅用地の買収に必要となります、境界確認などの測量調査や用地測量及び道路の設計業務を委託するものでございます。14節工事請負費は、生活道路の拡幅改良工事及び交通安全施設工事を実施するものでございます。16節公有財産購入費は、拡幅改良工事に先立ち実施する用地取得費でございます。21節補償補填及び賠償金は、拡幅改良工事に先立ち実施する支障物件の補償金でございます。補償金は、拡幅用地に存在する立木やブロック塀等の工作物補償のほか、拡幅に支障となる電柱や、水道・ガス管といった地下埋設物の移設に要する費用でございます。つづきまして、道路新設改良事業（バリアフリー特定事業）でございます。こちらは、浦市バリアフリー特定事業計画に定められている路線において説明しました、道路新設改良事業を行う際、こちらの事業に位置付けすることとなっております。2項道路橋梁費につきましては、以上でございます。つづきまして、3項河川費の1目河川総務費でございます。146ページをお願いいたします。河川総務費は、茨城県から管理委託を受けております、備前川と新川の河口付近にそれぞれ設置されている、排水機場の管理経費並びに河川整備や治水に関連します各協会や同盟会などへの負担金でございます。道路建設課は、以上でございます。

○**室町下水道課長** 下水道課でございます。同じく146ページの下段をお願いいたします。2目排水路維持費は、都市下水路や雨水調整池の清掃及び修繕などの維持管理経費のほか、排水施設の老朽化などに伴い、更新工事を行うものでございます。3目排水路整備事業費は、都市下水路や小規模排水路の整備工事に要する経費でございます。主な事業内容でございますが、1

4 節の工事請負費は、防衛省の補助金を活用いたしました、西根・竹の入都市下水路の整備を継続するものでございます。下水道課は以上でございます。

○飯泉都市計画課長 都市計画課です。都市計画課でございます。つづきまして、4 項都市計画費、1 目都市計画総務費につきまして、主な歳出の説明をさせていただきます。1 4 7 ページの下段をお願いいたします。都市計画一般事業につきましては、都市計画事業にかかる経常的な経費や委託料等となってございます。1 4 8 ページをお願いいたします。1 8 節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、茨城県都市計画協会を始め、説明欄記載の団体への負担金となっております。つづきまして、地域公共交通確保維持改善事業につきましては、土浦市地域公共交通計画に基づき、各種事業を推進するものでございます。1 8 節負担金補助及び交付金のうち負担金につきましては、主につちまるバスの運行費用等となっております地域公共交通活性化協議会負担金を始め、つちうらM a a S 推進協議会負担金等となっております。同じく、1 8 節負担金補助及び交付金のうち補助金につきましては、土浦市とかすみがうら市、行方市の3 市を結ぶ霞ヶ浦広域バス運行対策費補助金を始め、説明欄記載の補助金となっております。つづきまして、地域地区等調査事業につきましては、都市計画の定期的な見直しを実施するにあたり、本市における土地利用の現況等を踏まえ、用途地域の見直しなどの検討を行う地域地区等調査委託料等となってございます。つづきまして、協働のまちづくりファンド事業につきましては、市民団体が取り組むハード整備、及び、歴史的な景観の形成に寄与する建物の修景整備等に対する補助金となっております。つづきまして、開発候補地調査検討事業につきましては、スマートインターチェンジやつくばエクスプレス延伸等を見据え、開発候補地となる地区を抽出し、土地利用状況や諸条件等の現況を整理するなど、開発可能性の調査検討を行うものでございます。つづきまして、自転車ネットワーク整備事業につきましては、安心・安全な自転車ネットワークの構築を目指し、策定をいたしました自転車ネットワーク計画に基づき、各種施策を実施するものであり、1 4 節工事請負費につきましては、矢羽根の路面標示費用となっております。つづきまして、スマートインターチェンジ整備事業につきましては、地域生活の充実や地域経済活性化を図るため、整備に向けた検討を行うものであり、1 2 節委託料につきましては、新規事業化に向け、国やネクスコ等の関係機関と協議を実施しながら、検討を進めるものとなっております。1 5 0 ページをお願いいたします。公共用地先行取得事業特別

会計繰出金及び、その下にございます下水道事業特別会計繰出金につきましては、それぞれの事業に対する繰出金となっており、都市計画課からの説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園・施設管理課です。同じページの2目都市施設管理費につきまして御説明させていただきます。右の説明欄、都市施設管理事業は、土浦駅周辺施設で駅前広場・うらら広場、及び荒川沖駅・神立駅の駅前広場・自由通路並びに川口ショッピングモールなどの都市施設の維持管理などに要する経費でございます。主な歳出につきまして、説明させていただきます。12節委託料は、都市施設の清掃や保守点検などの委託料となっております。荒川沖駅東西口再編検討調査委託料につきましては、東西駅前広場の機能再編に向けた調査となります。また、荒川沖駅自由通路改修工事委託料は、令和4年5月に東戸塚駅で発生した幕板パネル落下に伴い、橋上駅の自由通路に対し鉄道会社から改修工事の提案があったもので、安全性向上を図るため改修工事の委託を行うものです。14節工事請負費は、荒川沖駅西口エスカレーターのステップ交換工事を行うものです。説明は以上でございます。

○齋藤建築指導課長 建築指導課でございます。151ページをお願いいたします。3目建築指導費につきまして、主なものを説明いたします。1節報酬につきましては、会計年度任用職員1名分及び建築審査会委員への報酬となります。2節から4節につきましては、職員11名の人件費などとなります。12節委託料につきましては、建築基準法の接道・日影などの集団規定等に関する窓口対応ほかに関する事務など、建築基準法補助業務等委託料、既存建築物の無料耐震診断事業に係る委託料10件分、市内の大規模盛土造成地の内、詳細な安定性調査が必要となる箇所の2次スクリーニングに係る調査業務の委託料となります。13節使用料につきましては、建築基準法に係る台帳処理やデータベースとなる建築行政共用データベース使用料、同じく建築基準法上の道路を地図上に表示しインターネット上で公表するためのサーバー使用料です。18節負担金及び交付金の内、負担金につきましては日本建築行政会議負担金など各種協議会の負担金で、交付金につきましては、既存建築物の耐震改修費補助金2件、避難路沿道建築物耐震診断補助金1件、ブロック塀等安全対策費補助金10件分となります。説明は以上となります。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。4目土地区画整理費の主な事業につきまして、説明させていただきます。神立駅西口地区土地区画整理事業から

説明いたします。18節負担金補助及び交付金のうち、負担金につきましては、昨年秋に完了いたしました神立駅西口土地区画整理事業の清算に対する負担金でございます。つづきまして、インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業です。12節委託料の説明欄、インターチェンジ周辺地区事業化検討調査委託料につきましては、桜土浦インターチェンジ周辺地区での区画整理を事業化していくに当たり、これまでの調査結果を基に、候補地の詳細測量や、施行地区の確定に向けた調査設計等を行う委託料でございます。

○**浅岡道路建設課長** 道路建設課でございます。引きつづき、御説明いたします。5目常名虫掛線街路事業費でございます。こちらは、西並木町地内から虫掛新田地内の都市計画道路で、市道区間につきましては、令和2年度に暫定形で供用しております。12節委託料の1項目目、測量委託料は未整備区間の県道部分、延長565メートルの区間におきまして、市道への移管を前提に、用地測量を実施する経費でございます。6目村沖宿線延伸道路整備事業費でございます。こちらは、国道354号、おおつ野団地入口交差点からかすみがうら市へと至る幹線道路で、このうち、Ⅰ期事業区間の国道354号から神立東一丁目までにつきましては、供用しており、現在、残るⅡ期事業区間について、年次計画により進めているものでございます。153ページ右側の説明欄をお願いいたします。主な節について、御説明いたします。16節公有財産購入費、21節補償補填及び賠償金は、主にかすみがうら市の区域における道路用地を取得するための費用でございます。つづきまして、7目荒川沖木田余線街路事業費でございます。こちらは、県道土浦港線から都市計画道路真鍋神林線までの現在3車線から4車線とする拡幅整備するものです。主な節について、御説明いたします。11節役務費は、物件補償調査を行うための費用及び買収する土地の単価を設定するための不動産鑑定でございます。16節公有財産購入費は、道路用地を取得するための費用、21節補償補填及び賠償金は、取得する道路用地に存在する支障物件の補償金でございます。つづきまして、8目木田余神立線街路事業費でございます。こちらは、都市計画道路中貫白鳥線から北側の未整備区間を整備するものでございます。右側の説明欄をお願いいたします。11節役務費は、説明欄にありますとおり、不動産鑑定のほか、物件補償調査を行うための費用でございます。14節工事請負費は、これまで買収してきた箇所におきまして、一部、道路改良工事に着手するための費用でございます。16節公有財産購入費は、道路用地を取得するための費用、21節補償補填及び賠償金は、取得

する道路用地に存在する、支障物件の補償金でございます。道路建設課は以上でございます。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課です。同じページの9目公園費につきまして御説明いたします。都市公園等管理運営事業につきましては、市内約280か所の公園及び緑地などの維持管理に要する経費でございます。主な歳出は12節委託料で、都市公園等の清掃、除草、樹木の伐採・剪定及び植栽などの管理経費でございます。つづきまして、154ページをお願いいたします。都市公園等長寿命化事業につきましては、12節委託料は、法定の遊具点検を行い、これらの結果を踏まえまして、14節工事請負費の遊具の更新・補修工事を実施してまいります。また、新年度におきましては、亀城公園の遊具更新及び濠水浄化施設の更新工事を実施し、公園施設の長寿命化を図ってまいります。つぎに、10目霞ヶ浦総合公園事業費です。主な歳出につきましては、155ページの12節委託料、霞ヶ浦総合公園民間活力導入検討調査につきましては、今年度実施しており、繰越措置をお願いしておりますが、あり方調査を踏まえまして、官民連携に向け民間活力導入の検討調査を実施してまいりたいと考えております。つづきまして、11目総合運動公園建設費です。12節委託料は、常名運動公園、暫定広場の日常管理及び公園用地内の草刈清掃の委託に要する経費でございます。説明は、以上でございます。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。つづきまして、12目開発費の主な歳出につきまして、説明をさせていただきます。川口ショッピングモール歩行空間再構築事業は、主要な回遊ルートとなっている川口ショッピングモールの歩行空間を、活用される魅力ある空間として再構築し、にぎわいの創出を図るため、基本構想案を作成します。まちなか定住促進支援事業については、賃貸・購入・賃貸住宅建設補助の三種類の補助金でございます。土浦港周辺広域交流拠点管理運営事業につきましては、プロポーザルで委託予定者となった事業者により、単なる管理だけではなく、簡単な飲食の提供やイベントなどを実施し、より多くの集客に務めてまいります。土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業公募に向けた報償費を計上させていただき、サウディング調査の再開を目指します。中心市街地まちなか再生事業は、中心市街地活性化計画の、趣・おもてなしゾーンに位置しております、中央地区において、子育て支援施設等を核とし、スーパーなどとの複合施設を想定しており、官民連携により、市街地エリアの価値向上のために、基本計画案を

作成するものでございます。説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。引きつづき、157ページの中段をお願いいたします。5項住宅費、1目住宅管理費について御説明いたします。営住宅管理運営事業につきましては、市営住宅15団地、1,199戸の管理運営に係る経常的な経費となります。主なものについて御説明いたします。10節需用費のうち修繕料は、市営住宅等の修繕に係る経費が主でございます。12節委託料につきましては、受水槽・高架水槽清掃、草刈など、市営住宅の維持管理に関する委託業務料でございます。つぎに、下の方にあります住生活基本計画策定及び公営住宅等長寿命化計画見直し事業につきましては、住宅分野施策を総合的に推進するため計画でございますして、来年度策定作業を完了し、令和7年4月1日からの実施を目指すものでございます。次のページをお願いいたします。板谷第一・第二・下坂田住宅入居者移転事業について、御説明いたします。この3住宅につきましては、建築から60年以上が経過し、老朽化が進み、耐震上の脆弱性が懸念される昭和56年以前に建てられた、木造及び鉄筋コンクリート造の住宅であり、入居者に対し、安心安全な生活を送ってもらうために、移転をお願いしているもので、それに伴う移転費用の計上でございます。つづきまして、中村住宅2号棟居室復旧事業をお願いいたします。この事業につきましては、昨年8月にメールにより御報告いたしました但、火災により被害を受けた中村住宅2号棟の一室について、改修工事を計画したものでございます。被害状況としては火元である台所は全焼、その他の部屋についても熱による融解や、すす汚れがみられます。需要の高い一階ということもあり、延焼物の撤去を含む復元工事を行うものでございます。なお、復元工事費といたしましては契約を結んでいる全国公営住宅火災共済機構から、必要な経費の約94パーセントが支払われ、残りの金額については当事者に請求に向けた協議を行ってまいります。つづきまして、三つ飛びまして6番目、7番目、8番目については、全て市営住宅の長寿命化に係る事業でございます。都和テラス住宅につきましては、令和4年度からの継続して実施しております外壁改修工事でございますして、来年度は23号棟から31号棟までの9棟の外壁塗装改修工事を行うものでございます。来年度で完了する見込みでございます。神立住宅につきましては、建築当時から未交換のままの、各戸のメーターから蛇口までの給水管を新たに更新し、長寿命化を図るものでございます。都和中

耐住宅は、1号棟について屋上防水及び外壁を改修し、長寿命化を図るものでございます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。少しページが飛びまして予算書の199ページをお願いします。1目農業施設災害復旧費でございます。これは継続事業であります。平成30年度台風24号及び令和元年台風15号、19号による農業施設等の復旧に要する災害復旧対策事業で、農業用施設等の復旧をする農業者に対して、負担軽減のために、利子助成を行うものです。農林水産課は以上です。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。13ページにお戻りくださいますようお願いいたします。第3表債務負担行為のうち、4行目につきましては、御説明いたしましたとおり、地域地区等調査事業につきまして、2か年での都市計画の見直しを予定しておりますことから、令和7年度を期間といたします債務負担行為の設定をお願いするものでございます。都市計画課からの説明は以上となります。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園・施設管理課です。同じページの5行目、荒川沖駅自由通路改修工事委託料につきましては、先程御説明いたしました自由通路の安全性向上を図るため改修工事の委託が令和6年度から令和7年度にかけて実施されますことから、令和7年度分は債務負担とするものです。さいごに、6行目の風車周辺花壇設置及び管理委託料につきましては、霞ヶ浦総合公園の風車周辺に、四季折々の草花を咲かせるなど、年間を通して委託する業務であることから、受託者に準備期間を与え、スムーズに着手可能にするため、債務負担行為の設定の承認をお願いするものです。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○竹内委員 いやいっぱいあるから大変だけど、その中で148ページ。負担金補助及び交付金なのですが、昔につくばエクスプレス沿線利用促進協議会というのがあったんだよね。毎年5万円負担するの。これ書いていないけど、何か協議会とかは、なくなったの。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。ただ今ですね、竹内委員から話がありました協議会につきましては協議会自体はございますけれども、当負担金につきましては、土浦市は現在、負担金を負担していないということです。協議会自体はございます。

○竹内委員 利用促進協議会は今まさに必要なときだと思うんだけど、負担金払わなくてもいいんだ。

○飯泉都市計画課長 もともと、土浦延伸を目指しての協議会の設立の目的の趣旨ではございませんので、それはそれとして協議会自体は存在するという形でございます。

○竹内委員 今こそ大事な協議会と思うんですけどね。これ復活しないのかね。県が事務局長だよ。関係自治体みんな入っているものね。もう1個、これは負担金補助金なんだけど、154ページの負担金補助金。生垣設置補助金ってあるんですよ。これも本会議で何回もやったのだけど、要するに東日本大震災の後、一番崩壊したのがブロック塀だ。この生け垣を皆さんに付けてもらおうということで、この制度を広範に広めようということで、当時の東郷部長と協議して、新聞折込みでチラシ出したりいろいろあったのですが、今何件ぐらいなの。

○中島公園・施設管理課長 数は調べて御回答いたしますが、やはりそういった目的で作られまして、かなりの数が申請来ております。

○竹内委員 いずれにしても東日本大震災で、塀が壊れたままの家はまだあるし、またこういうような時代だから、ブロック塀よりも生け垣は面倒だけど、まずぶっ倒れるってことはないからね、できるだけこれをまた宣伝して、できるだけ利用してもらえるように、よろしくお願いいたします。

○中島公園・施設管理課長 大変失礼しました。令和6年度までの実績ということで、件数にしまして169件。3,221メートルということで、令和5年度開設以来ですね、やはり増減はあるんですけども、そういった形で推移しております。

○下村委員 私からはですね、144ページ。ちょっと教えていただきたいのがあって、道路の橋梁定期点検事業で2,097万7,000円。点検委託料っていうのは2057万、何箇所ぐらいあるんですか。

○浅岡道路建設課長 土浦市の中で橋梁のほうで240か所ございます。これを今法定点検ということで5年に一度見直してるとということで、令和6年度は、39橋の点検のほうをさせていただきます。

○下村委員 毎年これがずっと継続されるということですね。結構大きい金額ですね。あと建築指導課かな、宅地耐震化というやつがあったんですよ。151ページかな、これ実際には183か所が盛り土で、そのうち調査をしたほうが良いですよっていうのが、1か所があったのでという説明だったと

思うんですけれども、これは民間の宅地開発なんですか。

○齋藤建築指導課長 そうでございます。民間の宅地開発で行われた場所です。

○下村委員 そうしますと、民間はどこまで責任を持つんですか。

○齋藤建築指導課長 今、国でも県でも、どこまでやっていくのかというところが問題になっておりまして、開発行為としましては、基準に合った中で許可を経て、検査も完了していると。平成19年の開発行為であったのですが、そのあと自身でどうも擁壁にちょっと隙間ができてしまったということで、調査を実施するということになってございます。今は個人の持ち物になっているということがありますので、仮に調査の結果、危険性があれば当然お知らせをしますし、危険性がないとなったとしても経過観察をしたほうが良いということで、お知らせしようとは思っているところでございます。

○下村委員 調査するのはいいんですけど、費用負担するというのが、市でやらなければいけないのかどうかということですよ。

○齋藤建築指導課長 建築指導課でございます。この事業につきましては、全国で国主導で始まった事業となっております。委員おっしゃるとおり、民間の土地であっても、そういう大規模な盛り土があったか、ないかというところからの調査っていうのを、各市町村で行うと、それ以上の調査が必要かどうかというのを段階を追って調査をなさいということで、国主導で進んできているものでございます。

○下村委員 補助金かなんか、100パーセント出てくるんですか

○齋藤建築指導課長 はい。補助金は、国から3分の1出るというような状況です。

○下村委員 お金のことなので追及して申し訳ないですけど、そうすると3分の1、3分の2は市が持つんだ。これが安全性に欠けるといったときには、指導もするんだろうけど、調査費は市が負担するのかということになるのですか。

○齋藤建築指導課長 調査費につきましては、国と市で負担しています。所有者が負担するべきであろうと考えてございます。

○下村委員 ありがとうございます。長々とすいません。これ市営住宅、158ページですけど、中村住宅とか都和住宅で委託料に石綿、アスベスト含有調査で、107万とか116万とかって、これ工事着手する前には当然基準法の中でもうたってきているし、何て言うかな、画面設計アスベスト調

査しなさいということを書いてきているのですが、調査って、都和住宅の場合は、全体を調べますか。それと委託、中村住宅は1件だけ調べるのですか。

○三浦住宅営繕課長 手持ちの資料がございませんので、後ほど、お伝えします。

○下村委員 あと公園施設課、154ページの乙戸水生植物、管理委託料471万9,000円と植栽委託料250万。これは公設市場の調整池に植えているのだけど、こういう予算を取って、疑問を感じるわけですよ。やらなければいけないのだったら、盛り土をして農家の人達に影響のないような栽培、植栽の仕方をしていただきたい。

○寺内委員 三浦課長、これ公営住宅の滞納のやつなんだけど。訴訟代理人で140万計上してるよね。滞納者の金額は大きいのか。普通はこっだけ滞納しちゃってるから、裁判でやらざるを得ないってということで、議案として出てくるんだよね。まだそんなになってないうちから140万の予算計上している。だから例えば委員会で、こういう滞納者が出てるんで、今度訴訟を打つようなことを考えてますって事前に言わないとね、予算先で、内容が全然分かんなくて、これ通してくださいって言ったって、みんな結局納得できないんじゃないかなと思うんだよね。私は追い出ささいって言ってないんだよ。ただ、再三再四言ってもどうしても駄目だって言ったときは法的なものをお願いするしかない。答弁は、いいよ。

○竹内委員 要するに訴えの提起をするわけよね。200万が滞納対策なわけね。今、寺内議員が言った訴訟代理人の予算っていうのは、私から言えば、例年そのぐらいがやっぱり当初予算として、見込まれるんでしょ。例年見込まれるから、予算を計上したんですよって言えばいいんだよ。

○三浦住宅営繕課長 そのとおりでございます。

(笑い声あり)

○海老原委員 140ページのりんりんロードか、これ休憩室の管理委託料はこれでいいのですが、休憩室自体は県が建設したのか、それとも市が建設したのか。

○滝田道路管理課長 県でございます。

○海老原委員 分かりました。あゆみ崎から田村まで休憩施設がないので、それは県のほうね。分かりました。もう1点は149ページ、スマートインターチェンジの整備事業の検討調査委託料なんだけど、一昨日新聞に載ってた、つくば市の五十嵐市長が応分の負担をするような発言をしたと思うんだ

よね。それについてこれはどうなるのか。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。おっしゃるとおりですね、新聞にも掲載されておりましたけれども、具体的なスマートインターの線形ですとか、事業費も含めて、これからの整理していく部分でございますので、応分の負担もつくば市のほうでされるということをおっしゃったようです。具体的なその金額とかそういったものはまだこれからのお話でございます。

○海老原委員 確認だけど、今のところはこれを予算でいくということではないのかな。

○飯泉都市計画課長 こちらにつきまして現在線形とか概要を調査の中で、国とか県とかNEXTCOとつくばもですね、準備会の中の会員として入っておりますので、関係者で今協議をしながら検討している形でございます。以上でございます。

○平石委員長 賛否は、先ほどの下村委員の資料がありませんので、午後再開後、賛否ということにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。暫時休憩とします。

（休憩 午前12時5分）

（再開 午後1時10分）

○平石委員長 再開します。黒須課長どうぞ。

○黒須農林水産課長 午前中、下村委員から宿題を頂きました説明をさせていただきます。お手元に資料を用意させていただきました。2枚の資料がございます。まず一番上のところでございますが、こちら新治第一排水機場は県営かんがい排水事業で、造成されたものでございます。完了後に土浦市が県から譲受を受けております。施設の維持管理がかんがい排水事業の受益地となる土浦市、つくば市、さらに関係する新治土地改良区等で組織する新治地区湛水防除施設管理運営協議会という協議会になってございます。こちらに対する負担金が午前中に御指摘があったものでございます。2枚目でございますが、土浦市、つくば市新治土地改良区、大畑前田水利組合の四つで負担金が決まっております。土浦市297万4,990円が負担金という形でございます。説明は以上でございます。

○下村委員 明快に分かりました。広域、隣のつくば市も一緒だということなので、よく協議をされてですね、しっかりと農地を守っていただけるようにしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○黒須農林水産課長 引きつづき、海老原議員から御質問いただきました沖

宿漁港、正式名称霞ヶ浦漁業協同組合というところのメンバーがですね、今 11 人いらっしゃいます。以上でございます。

○三浦住宅営繕課長 午前中に引きつづきまして、158 ページをお願いいたします。下村議員からの質問がありました 1 目住宅管理費の上から 2 段目、中村住宅 2 号棟居室復旧事業の石綿調査の検体数でございますが、15 検体を想定しております。また、一番下にあります都和住宅長寿命化改修事業につきましては、7 検体を想定しております。

○下村委員 ありがとうございます。検体数云々というのも、これなんていうのかな。1 世帯だけが影響あって、これを復旧作業するという際の石綿含有調査委託なんですか。

○三浦住宅営繕課長 一部屋でございます

○下村委員 もし出てきたら、補正を組んでお金を計上してくるはずなんですよね。だからあまりそんなにいっぱい入れなくてもいいんじゃないかと思ってるんですよね。

○三浦住宅営繕課長 例えば給水管改修工事で、その給水管をやるところについても石綿管を一部屋抜いてくのですけども、そこでもやっぱり 3 か所を想定してるというところも、今回 1 部屋丸々燃えていることで、材質が多岐にというところもあって、15 検体で想定させていただきました。今後につきましても、適切な計上に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○下村委員 これ以上、言わなくていいです。ただ、今後は少し考えて、よくやっていただきたいというふうに思います。

○平石委員長 では、お諮りします。分科会としての賛否を確認いたします。この予算の原案について賛成される方は挙手願います。

(全員挙手)

○平石委員長 全員賛成と認めます。委員長報告書については、御一任いただいてよろしいでしょうか。つづいて、追加議案の審査を行います。資料を戻っていただき「議案第 39 号～第 44 号」をお開きください。議案第 39 号令和 5 年度土浦市一般会計補正予算（第 10 回）について、分科会としての審査となります。執行部から説明をお願いします。都度の指名を行いませんので、順次、御説明ください。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。令和 5 年度一般会計補正予算（第 10 回）について、御説明いたしますので、32 ページをお願いしま

す。3目農業振興費は、説明欄にございます補助金3項目及び交付金2項目は全て、事業費の確定により、減額補正をお願いするものです。つぎに、5目農業近代化対策費の優良種苗導入資金貸付金は、今年度は貸付金の申し込みが無かったことから、減額補正をお願いするものです。7目農地費の中、畑地帯総合整備事業（虫掛地区）の負担金は、事業開始に必要な本同意の取得や手続等が想定より遅延しており、今年度予算が見込めないことに伴う当該予算額の減額補正をするものです。つぎに、かんがい排水事業（木田余地区）の負担金は令和6年度事業費の一部を国が前倒しして交付することとなり、市としても負担分の補正予算を編成することに伴います、当該予算額の増額補正をお願いするものです。農業水利施設外来水生植物侵入防止対策緊急支援事業の工事請負費は、外来水生植物の農地における繁殖拡大を防止するため、農業用水取水口に侵入防止フェンスの設置を行うもので、茨城県が令和5年12月に事業化した補助事業で、本市で施行する工事費の増額補正をお願いするものです。農林水産課は、以上となります。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。予算書の33ページをお願いします。6款商工費右側の説明欄を御覧ください。商工業振興育成事業は、1,000万円の減額補正でございます。本市では、自治金融制度を利用される事業者に対して、年利1パーセントの利子分を3年間補給しておりますが、コロナ禍において、国主導の無利子・無担保制度の利用者が増え、こちらの制度利用者が減少したことから、減額するものでございます。つぎに、土浦商工会議所事業補助金及び新治商工会事業補助金の増額補正です。5年に1度、「土浦市の商業」という冊子を商工会議所及び新治商工会において作成していただいておりますが、会議所では年度当初から作業に入っておりましたが、その予算計上が漏れてしまっていたため、75万円の追加補正をお願いするものでございます。今後は、計上漏れのないように十分注意してまいります。その下の、プレミアム付き商品券発行事業と水郷筑波サイクリング事業は、財源更生によるものでございます。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。同じく33ページをお願いします。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費の急傾斜地崩壊対策事業の18節負担金補助及び交付金につきましては、現在、県が進めております東真鍋町地区の急傾斜地対策工事でございます。県の補正予算が成立し、追加工事を施工することとなりましたことから、事業費の10パーセントの負担金を支出する必要があることによる増額補正でございま

す。つづきまして、2目道路維持費の道路ストック修繕事業の14節工事請負費につきましては、舗装打換工事で入札差金が生じたことにより減額補正するものです。つづきまして、橋梁定期点検事業でございます。34ページをお願いします。12節委託料につきましては、橋梁の定期点検委託で、入札差金が生じたため減額補正するものでございます。つづきまして、橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業の12節委託料は、耐震・長寿命化設計委託において、入札差金が生じたため減額補正するものです。つづきまして、3目道路新設改良費の道路新設改良事業（バリアフリー特定事業）でございます。

11節役務費から21節補償補填及び賠償金につきましては、物件補償算定の見直し、用地買収面積の確定及び委託料において入札差金が生じたことによる減額補正をするものです。道路管理課は以上でございます。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。引きつづき、34ページの下段、4項都市計画費、1目都市計画総務費につきまして、説明をさせていただきます。地域公共交通確保維持改善事業につきましては、茨城県と沿線市町村で実施する路線バスへの補助につきまして、市町村負担分の確定による増額の補正を行うものでございます。つづきまして、地域地区等調査事業につきましては、事業費の確定による減額を行うもの、3行目の協働のまちづくりファンド事業につきましては、事業費の確定に伴います減額の補正を行うとともに、基金積立金の利子確定によります増額の補正を行うものでございます。つづきまして、自転車ネットワーク整備事業につきましては、自転車ネットワーク矢羽根配置計画設計委託料及び整備工事費の事業費確定による減額となっております。都市計画課からの説明は以上となります。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園・施設管理課です。35ページをお願いいたします。2目となります。右の説明欄都市施設の管理事業におきましては、本年度、荒川沖駅東口のエレベーター改修工事を予定していたところですが、荒川沖駅東西口の駅前広場全体の機能再編を新年度で検討させていただくことから、改修計画を見直し、減額補正をさせていただくものです。説明は、以上でございます。

○齋藤建築指導課長 建築指導課でございます。一つ目の指定道路台帳整備事業ですが、これは事業費確定による減額となっております。二つ目の建築物耐震化推進事業についてですが、避難路・緊急輸送路沿道建築物について、耐震診断に係る経費を補助するものです。年度内の事業実施に至らなかったため、減額をするものです。建築指導課からは以上です。

○福澄都市整備課長 7 款土木費、4 項都市計画費、4 目土地区画整理費、インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業につきましては、地権者合意形成に時間がかかったため、ボーリング調査等の一部の発注しかできなかったため委託料を減額させていただきます。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。同じく 35 ページでございます。つづきまして、6 目田村沖宿線延伸道路整備事業費の 14 節工事委請費は、工事スケジュールを見直したことにより、工事個所の変更が生じたため、減額補正を行うものです。同じく 16 節公有財産購入費及び 21 節補償補填及び賠償金は、交渉が難航した地権者がおりましたことから、それぞれ減額補正をするものでございます。つづきまして、7 目荒川沖木田余線街路事業費の 13 節使用料及び賃借料は、補償物件の撤去が遅延していることから、減額補正するものです。つづきまして、8 目木田余神立線街路事業費の 11 節役務費は定料でございます。物件所有者と交渉できず、当初予定していた物件補償算定ができなかったことに伴う減額補正でございます。同じく 14 節工事請負費は、国の交付金が予算額より減額して確定したことにより、それに対する事業費相当額を減額補正するものでございます。同じく 16 節公有財産購入費及び 36 ページの上段 1 節補償補填及び賠償金は、交渉が難航した地権者がおりましたことから、それぞれ減額補正を行うものです。道路建設課は以上でございます。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園・施設管理課です。同じページの 10 目となります、霞ヶ浦総合公園長寿命化事業におきましては、事業費の確定に伴う一般財源から地方債への財源更生となります。説明は以上でございます。

○福澄都市整備課長 7 款土木費、4 項都市計画費、12 目開発費の中心市街地まちなか再生事業は、亀城モールに日よけの設置を検討しておりましたが、地元調整に時間がかかり、改めて来年度進めてまいりたいと考えております。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。同じく 36 ページをお願いします。5 項住宅費、1 目住宅管理費につきましては、住生活基本計画策定及び土浦市公営住宅等長寿命化計画見直し事業について、事業費が確定したことによる減額補正となります。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。少しページをお戻りいただきまして、8 ページをお願いします。第 3 表繰越明許費です。5 款 1 項農業

費、上の段かんがい排水事業（木田余地区）でございますが、令和6年度事業費の一部を国が前倒しして交付することに伴う市負担分の補正予算を繰り越しするものでございます。つぎに、下の段農業水利施設外来水生植物侵入防止対策緊急支援事業でございますが、こちら増額補正をいただいて行う、侵入防止フェンスの設置工事について、十分な工期が確保できないことから、繰り越しをさせていただくものです。説明は、以上でございます。

○沼尻商工観光課長 引きつづき、商工観光振興費、土浦市勤労者総合福祉センター整備事業でございますが、4,404万4,000円の繰越しでございます。現在、外壁タイルの剥落防止工事を行っておりますが、工事範囲の変更により、工事の期間が翌年度に延長することになりましたので、予算を繰り越すものでございます。説明は以上です。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。引きつづき御説明いたします。8ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。7款土木費2項道路橋梁費の道路維持補修事業から道路新設改良事業のバリアフリー特定事業までの5事業及び3項河川費の小規模排水路整備事業1事業につきましては、いずれも年度内の完了が困難となりましたことから、繰越をお願いするものでございます。道路管理課は、以上でございます。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。4項都市計画費の1行目、スマートインターチェンジ整備事業につきましては、関係機関等との協議・調整に日数を要しましたことから、繰越をお願いするものでございます。都市計画課からの説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。7款土木費、4項都市計画費でございます。表の3段目のインターチェンジ周辺地区土地利用促進事業は、ボーリング調査に当たり、住民との調整に日数が掛かり、繰越をお願いするものです。

○浅岡道路建設課長 同じく資料の8ページ、繰越明許費でございます。7款土木費の2項道路橋梁費の、路維持補修事業から道路新設改良事業（バリアフリー特定事業）までの5事業、3項河川費の小規模排水整備事業1事業につきましては、年度内の完了が困難となりましたことから、繰越しをお願いするものでございます。道路管理課は以上でございます。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園・施設管理課です。霞ヶ浦総合公園管理運営事業の繰越しの内容につきましては、霞ヶ浦総合公園等あり方検討調査におきましては、本年度、民間事業者へのサウンディングを実施

し、P a r k－P F Iなどの官民連携を見据えた事業スキームによる今後の公園のあり方について検討調査を実施しているところですが、関係機関との協議に時間を要していること、また、民間事業者へのサウンディングの時間を確保することから、繰越置をお願いするものです。よろしくお願いいたします。

○平石委員長　ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。

○下村委員　午前中も話しましたが、3ページの機構集積の関係の事業で、交付金として集積の関係、154万円の減額等、リーディングプレーヤーで150万円。こういったこと等の集積はちょっと難しいんだけど、リーディングプレーヤーについてはPR不足だという。ですから、やっぱり県からプッシュ的に予算をいただいたんだろうけれど、そのPRをしてお金を使っていくということをどのようにしていくかっていうことを考えていただきたいと思います。

○坂本農業委員会事務局長　おっしゃるとおり、有機農法のハードルが高いのですが、PRが全く足りなかったっていうのは承知しております。まず有機農法をやりたい方の把握に努め、その対象者に対して、いろいろ制度案内を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○下村委員　いわゆるSNSもあるし、いろんな意味で、そういったところから、知らせるということが大切です。最近、オーガニック栽培という旧栽培というのはすごく注目されてるんですね。よろしくお願いします。

○海老原委員　32ページの畑地帯総合整備の関係なんだけど、これは地権者の同意、合意っていうかな、難しいと聴いているのだけど、それは何人か。あと、面積的には数字は出せるのかな。

○黒須農林水産課長　92.5パーセントほど同意をいただけているのですが、残りの10人がまだ未同意ということになってございます。虫掛の事業区域40ヘクタールほどの区域整備面積となってございます。未同意者の方の面積というのは手元にちょっと資料がございません。

○今野副委員長　32ページの5目農業近代化対策事業貸付金で1、450万円。これが誰も申出がなかったこと。この背景というのは何でしょうか。

○黒須農林水産課長　こちらは、今泉花き部会をメインとしてなっているものなのですが、部会内でそのお金を集めなくちゃいけないというような負担があるために、それぞれの生産者が単独で融資を今回受けたというようなお

話でございます。

○佐藤産業経済部長 補足させていただきます。これを使う人があんまりいないのですが、ただ花きに対しての支援というのが、この事業は引きつづき、いつJAさんのやり方も変わるかもわからないし、利息も上がっちゃうかもしれないので、一応予算としては、例年そのまま上げているところではあります。ただ、各部会さんとのいろいろ話合いもあるのですけれど、今後の様子を見ながら、計上しないこともありえるのかなっていうところではあります。今のところは花きの支援ということで計上して、万が一使わないときは全額落とすようなことを続けているような状況です。

○平石委員長 では、お諮りします。分科会としての賛否を確認いたします。この予算の原案について賛成される方は挙手願います。

(全員挙手)

○平石委員長 全員賛成と認めます。委員長報告書については、御一任いただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 おまとめさせていただきたいと思います。それでは、分科会としての審査は、以上で閉会します。